

大口町介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大口町補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号）に定めるもののほか、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）及び地域介護・福祉空間整備等交付金及び愛知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業補助金交付要綱（平成21年11月11日21高福第608号愛知県健康福祉部長通知）に基づき公的介護施設等の整備を行う法人等に対し交付する補助金に関し、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者は、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、営利法人、農業協同組合、消費生活協同組合、その他町長が適当と認める者とする。

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に定める交付対象事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で別表に定める区分ごとに、基準額と対象経費を比較していずれか少ない額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大口町介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金交付申請書（様式第1）に必要な書類を添えて町長に申請しなければならない。

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、大口町介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2）に

より当該申請を行った者に通知する。

(補助金交付の条件)

第7条 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 前条の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を行うために締結する契約については、競争入札に付するなど、町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業を行うために工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 補助事業者は、財産については、町長の承認を受けずに、この補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る補助金と重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は日本船舶振興会等の補助金の交付を受けてはならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(変更等の承認申請)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、大口町介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3）を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項に規定する申請が適正であると認めるときは、大口町介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金変更（中止・廃止）決定通知書（様式第4）により通知する。この場合において、町長は、当該承認に条件を付することができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から14日以内又は補助事業の属する年度の末日のいずれか早い日までに大口町介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金実績報告書（様式第5）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の交付の時期）

第10条 補助金の交付は、補助事業の完了後とする。ただし、町長が必要と認めるときは、当該補助事業の着手前又は完了前であっても、その一部又は全部を交付することができる。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、大口町介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金交付請求書（様式第6）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付の取消し）

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、その全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 第7条及び第8条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則 (平成23年5月31日 大口町告示第48号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日 大口町告示第53号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

区 分	補助基準 単 価	単位	対 象 経 費
地域密着型サービス 拠点整備事業			
小規模多機能型居宅介護事業所	30,000千円	施設数	面的整備計画に基づく施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、町長が必要と認められた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）。ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに相当と認められる購入費等を含む。
小規模特別養護老人ホーム	4,000千円	整備床数	
小規模ケアハウス	4,000千円	整備床数	
認知症高齢者グループホーム	30,000千円	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	10,000千円	施設数	
夜間対応型訪問介護ステーション	5,000千円	施設数	
介護予防拠点	7,500千円	施設数	
1,000㎡未満の場合 （認知症グループホームに限る）	9千円	対象施設ごと1㎡	

様式第1（第5条関係）

年 月 日

大口町長 様

申請者
所在地
法人名
代表者名

大口町介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金交付申請書

下記のとおり大口町介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 施設等の名称及び所在地
- 3 補助事業の目的及び内容
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書（事業費内訳書、工事図面及び工程表）
 - (2) 補助事業の設計書
 - (3) 歳入歳出予算書
 - (4) 内容のわかる書類

様式第2（第6条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

大口町長



大口町介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金は、下記のとおり交付（不交付）決定しましたので通知します。

記

1 交付決定

（1）補助金交付決定額 円

（2）施設等の名称及び所在地

2 不交付決定理由

大口町長 様

申請者
所在地
法人名
代表者名

大口町介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定のありました補助事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 施設等の名称及び所在地
- 2 事業の変更（中止・廃止）の理由
- 3 事業の変更内容
- 4 変更前の補助金交付決定額 円
変更後の補助金交付申請額 円
変更後の補助金増減額 円
- 5 添付書類（変更内容のわかる書類）

様

大口町長



大口町介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金
変更（中止・廃止）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町介護基盤緊急整備等臨時
特例基金事業費補助金は、下記のとおり変更（中止・廃止）決定しましたので通知
します。

記

- 1 施設等の名称及び所在地
- 2 事業の変更（中止・廃止）の理由
- 3 事業の変更内容
- 4 変更前の補助金交付決定額 円
変更後の補助金交付決定額 円
補助金増減額 円

様式第5（第9条関係）

年 月 日

大口町長 様

申請者
所在地
法人名
代表者名

大口町介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金
実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました事業が完了した
ので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 施設等の名称及び所在地
- 3 補助事業着手年月日 年 月 日
- 4 補助事業完了年月日 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 事業経費内訳書（実績額）
 - (2) 支払いのわかる書類（写）
 - (3) 工事契約書（写）及び施設の竣工前及び竣工後の写真
 - (4) 歳入歳出決算書
 - (5) 内容のわかる書類

様式第6(第11条関係)

年 月 日

大口町長 様

申請者
所在地
法人名
代表者名

大口町介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました補助金
について、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付請求額 円
- 2 施設等の名称及び所在地